

茨城工業高等専門学校男女共同参画推進センター運営委員会規則

〔平成25年7月16日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校男女共同参画推進センター規則第7条第2項の規定に基づき、男女共同参画推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの事業計画に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (5) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (6) その他センターの運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター員
 - (4) 総務課長及び学生課長
 - (5) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。